

# 兵庫労働局の取組

(令和4年度上半期)

令和4年11月16日

 厚生労働省

兵庫労働局

# 1. 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

①

## 雇用の維持・継続に向けた支援

### 雇用調整助成金等による支援

#### ◆ 雇用調整助成金等

##### 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき雇用調整（休業・教育訓練・出向）を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成するもの。  
（学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象）

令和4年9月末現在の支給実績は、支給決定件数27万6625件 支給決定額1916億円

#### 支給申請および支給決定状況（9月30日現在）

##### 雇用調整助成金等支給申請・決定状況

##### 【兵庫労働局】

（参考）リーマンショック時の支給申請状況（ピーク）

	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金		合計	
	支給申請	支給決定	支給申請	支給決定	支給申請	支給決定
R2年度計	90,003	87,092	30,576	28,318	120,579	115,410
R3年度計	89,052	91,084	30,898	32,055	119,950	123,139
R4年4月	6,665	5,120	2,252	1,901	8,917	7,021
R4年5月	5,536	7,292	1,851	2,345	7,387	9,637
R4年6月	4,793	5,076	1,305	1,418	6,098	6,494
R4年7月	4,180	4,276	930	911	5,110	5,187
R4年8月	4,175	3,455	964	977	5,139	4,432
R4年9月	4,079	4,432	872	873	4,951	5,305
R4年9月末 現在（累計）	208,483	207,827	69,648	68,798	278,131	276,625

(件数)	雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金含む）	
	支給申請	支給決定
平成21年11月		4,244
平成21年度計		31,571

##### 雇用状況

##### 新規求職者に占める事業主都合離職者数

R2年度計	1,942
R3年度計	1,539

##### ※年度の各月の平均値 【兵庫労働局】

H21年度計（リーマンショック時）	5,269
-------------------	-------

# 1. 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応 ②

## 在籍型出向の取組への支援

### ○ 産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に出向中に要する経費の一部を助成する「産業雇用安定助成金」を支給する。

〈令和4年9月末までの状況〉

産業雇用安定助成金申請状況	件数		事業所数		人数
	出向元	出向先	出向元	出向先	
計画届受理状況	56社	74社	47社	66社	264人
支給申請書受理状況	187件		39社	69社	679人※

・他都道府県労働局管内から県内への出向受入人数 547人 ※ 延べ人数

### ○ 在籍型出向等支援協議会

行政機関、労使団体及び経済団体等を構成員とする「兵庫県在籍型出向等支援協議会」を令和3年11月に開催し、在籍型出向の情報連携を図り、在籍型出向支援制度の理解促進する。  
(令和5年1月頃開催予定)

また、在籍型出向に対する理解の促進、効果的な推進を図るため、産業雇用安定センターと連携し、構成員をはじめとする様々な団体が主催するセミナー等の機会を捉え、周知を行っている。

〈令和4年9月末までの状況〉

事務局による制度周知にかかる取り組み内容	団体数	回数
経済団体等主催のセミナーにおける制度説明	11団体	17回

### 在籍型出向を活用した雇用維持への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を図る取り組みがみられています。こうしたコロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取り組みを支援するため、兵庫県在籍型出向等支援協議会が設置されました。

- 在籍型出向について(厚生労働省ホームページ)
  - 在籍型出向の“基本がわかる”ハンドブック(厚生労働省ホームページ)
- 産業雇用安定助成金について(厚生労働省ホームページ)
  - 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター  
電話番号：0120-60-3999  
受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)
  - 産業雇用安定センター
  - 支援申し込みリーフレット
- 在籍型出向解説動画(約13分)
- 産業雇用安定助成金解説動画(約16分)

兵庫労働局ホームページ掲載イメージ  
兵庫労働局ホームページに在籍型出向等支援制度にかかるポータルサイトを作成、周知に活用。

# 1. 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応 ③

## デジタル化の推進

### オンライン・SNSを活用したサービスの提供

- ◆ オンラインツールを活用した職業相談業務の実施  
来所を希望しない求職者のニーズに対応するため、オンラインツールを活用した職業相談等を実施。

オンライン・SNSを活用した支援サービス実績  
(令和4年9月末現在)

	件数
オンライン職業相談	558
オンラインセミナー	74

- ◆ SNSを活用した情報発信  
ハローワークの支援メニュー、開催イベント等を発信。

SNS活用状況 (令和4年10月20日現在)

	投稿数	閲覧数	フォロワー数
YouTube	83	過去28日の視聴回数 1,669	チャンネル登録数 371
Instagram	660	いいねの数 7,560	フォロワー数 273
Twitter	615	インプレッション 138,530	フォロワー数 332
LINE	384	過去30日のメッセージ数 14,204	友だちの数 3,460

### 電子申請の利用促進

平成28年6月1日より兵庫労働局雇用保険電子申請事務センターを設置し、電子申請の審査処理の集中化を図り、早期に審査処理した上で、事業主等に対して返戻することにより、行政サービスの向上を図っている。

令和4年度においては、事業所訪問時や窓口手続き時のリーフレット配布、郵送手続返戻時のリーフレット同封、事業主向け電子申請説明会の実施等により利用促進を図っている。

	電子申請率
平成28年度	18.1%
平成29年度	22.2%
平成30年度	28.8%
令和元年度	34.8%
令和2年度	47.4%
令和3年度	57.6%

## 2. 多様な人材の活躍推進 ①

### 女性活躍・男性の育児休業取得率の促進

#### 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備

##### ◆ 育児・介護休業法の改正(施行日)

###### <法改正の内容>

- ①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 (令和4年4月1日)
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(令和4年4月1日)
- ③産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 (令和4年10月1日)
- ④育児休業の分割取得等 (令和4年10月1日)
- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化 (令和5年4月1日)

##### ◆ 報告徴収実施状況(9月末現在)

報告徴収企業			助言率 (%)
	助言を行った 企業	指導を行った 企業	
69	55	0	79.7

- ・令和4年9月に「改正育児・介護休業法等説明会」を県内4地域において計5回開催。計469名参加。
- ・兵庫労働局雇用環境・均等部YouTube公式チャンネルにおいて、改正育児・介護休業法等解説動画を配信中(令和3年12月13日配信開始)
- ・「育児休業制度等に関する相談窓口」(令和3年11月~令和5年3月)を開設し、労働者及び事業主からの改正内容を始めとする育児休業制度等に係る相談に対応。
- ・育児・介護休業法の改正点などについて解説を加えた、令和4年10月施行対応版の「育児・介護休業等に関する規則の規定例」(兵庫労働局版)を作成し、兵庫労働局ホームページで公開。
- ・事業場訪問時や各種機関・団体からの改正育児・介護休業法に関する講師派遣依頼に対応するなど、あらゆる機会を通して改正育児・介護休業法について周知。

## 2. 多様な人材の活躍推進 ②

### 次世代育成支援対策推進法に基づく取組

#### ◆ 一般事業主行動計画策定届出状況（9月末現在）

届出企業数	301人以上企業		101～300人企業		100人以下企業
	届出企業数	届出率（％）	届出企業数	届出率（％）	届出企業数
3,709	622	99.2	1,142	98.0	1,945

#### くるみん認定企業数（9月末現在）

プラチナくるみん	くるみん
11	110

※「くるみん、プラチナくるみん」等子育てサポート企業を認定



#### ◆ 両立支援等助成金の活用

両立支援等助成金の支給状況（9月末現在）（※支給件数には令和3年度申請分を含む）

助成コース	主な支給要件	申請件数	支給件数
出生時両立支援コース	男性労働者に育児休業または育児目的休暇を取得させる。	148	101
介護離職防止支援コース	労働者に介護休業の取得・復帰または介護のための勤務制限制度を利用させる。	22	17
育児休業等支援コース	① 「育児復帰支援プラン」を作成し、育児休業を取得、職場復帰させる。 ② 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職に復帰させる。 ③ 育児休業取得者に、育児休業からの復帰後、子の看護休暇等を取得させる。	170	200

## 2. 多様な人材の活躍推進 ③

### 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

#### 女性活躍推進法の改正

##### <法改正の内容>

- ①一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大（施行：令和4年4月1日）
- ②常用労働者301人以上の事業主について、男女の賃金の差異の状況把握及び情報公表の義務化（施行：令和4年7月8日）

#### ◆ 一般事業主行動計画届出状況（9月末現在）

301人以上企業			101人以上300人以下企業		
企業数	届出企業数	届出率(%)	企業数	届出企業数	届出率(%)
627	619	98.7	1,165	1,149	98.6

- ・「改正育児・介護休業法等説明会」（兵庫労働局主催で9月に計5回開催）で改正女性活躍推進法について周知。
- ・事業場訪問時や、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出企業に対して次期行動計画策定勸奨を行う際など、あらゆる機会に改正女性活躍推進法について周知。
- ・兵庫県立大学での労働法制講義（7月実施）において、えるぼし認定制度や女性の活躍推進企業データベースを周知。

#### えるぼし認定企業数 33社（9月末現在）

※「えるぼし」女性活躍が進んでいる企業を認定



### 母性健康管理に係る職場環境整備の支援

#### ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する助成金（支給状況9月末現在）

助成金・コース	主な支給要件	申請件数	支給件数
休暇取得導入助成金	母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、有給の休暇制度を設けて取得させる。	53	31
休暇取得支援コース （両立支援等助成金）	上記の有給の休暇制度について、合計20日以上取得させる。	46	37

## 2. 多様な人材の活躍推進 ④

### 子育て中の女性に対する就職支援

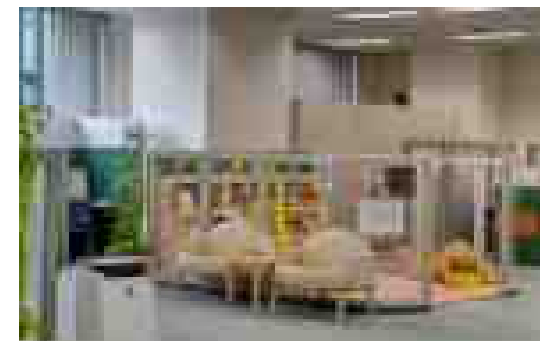
#### 出産、育児等により離職した女性をメインターゲットにした就職支援の実施

##### ◆ 県内9か所に、マザーズハローワーク事業の拠点の設置

(マザーズハローワーク1か所、マザーズコーナー8か所)

- 子供連れで来所しやすい環境（キッズコーナーやベビーチェア等の設置等）を整備
- 子育てを行いながら就職を希望する女性、母子家庭の母親等に対する支援の充実
  - ・ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
  - ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保
  - ・ 就職活動に役立つセミナー・面接指導等の実施
  - ・ NPO法人、商業施設等での出張相談の実施
  - ・ SNSを活用した就職活動に役立つ情報やイベント情報の発信  
(令和4年度投稿件数 Instagram 31件 Twitter 31件 LINE 95件)

マザーズハローワーク三宮  
「キッズコーナー」



(マザーズハローワーク事業の実績) 支援対象者： 875人 就職率： 94.7% (令和4年8月末現在)

##### ◆ 地域女性活躍推進交付金事業による地方自治体との連携

- 地方自治体（令和4年度については兵庫県、神戸市、宝塚市、宍粟市）と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、様々な困難や課題を抱える女性に対する支援を実施。
  - ・ 生理用品の無償配布
  - ・ 地方自治体の実施する女性向け相談窓口・相談会事業の周知
  - ・ 地方自治体が相談事業の中で就労支援が必要と判断した者のハローワークへの誘導
  - ・ 地方自治体に対する求人情報や職業訓練情報の提供



## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑤

### 非正規雇用労働者等へのステップアップ支援

#### 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

##### ◆ 報告徴収実施状況（9月末現在）

###### パート・有期雇用労働法第18条に基づく助言※の実施

※ 厚生労働大臣は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導もしくは勧告をすることができる。

報告徴収企業			助言率 (%)
	助言を行った 企業	指導を行った 企業	
47	46	0	97.9

##### ◆ 紛争解決援助実施状況（9月末現在）

###### パート・有期雇用労働法第24条に基づく助言※の実施

※ 都道府県労働局長は、法第23条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

援助実施企業			
	助言を行った 企業	指導を行った 企業	勧告を行った 企業
1	1	1	0



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター パゆうちゃん

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑥

### 非正規雇用労働者等の労働環境の改善

#### 改正労働者派遣法の適正な履行確保

##### ◆ 改正労働者派遣法の適正な履行確保に向けた指導監督

令和2年4月1日施行の改正労働者派遣法が適正に履行されるよう、非正規雇用労働者等の労働環境の改善として派遣労働者の雇用安定措置の履行に向け、法制度の周知徹底を図り、特に同一組織単位に継続して1年以上派遣就業することが見込まれる派遣労働者について、労働者派遣法第30条に基づく雇用の安定が適正に講じられるよう、厳正な指導監督を重点的に実施。

令和4年9月30日時点の  
指導監督状況（令和4年度）

目標件数（4月～9月）	実施事業所数
276	326

##### ◆ 派遣労働者の待遇確保に向けた労使協定の点検

昨年度は179事業所分の労使協定の点検を実施し、問題が見受けられた160事業所に対し文書により是正指導を行った結果、全事業所について改善された。

今年度についても、6月1日現在の状況を報告する「事業報告書」に添付されている労使協定に基づき、9月から派遣労働者の待遇確保に向け労使協定点検及び指導監督を実施。

##### ◆ セミナー等による労働者派遣法の適正な履行への周知活動

新型コロナウイルス感染防止のためセミナー等の開催を控えていたが、派遣元及び派遣先事業者に向けた改正労働者派遣法の適正な履行確保のため、令和3年度下期より改正労働者派遣法の内容に係るセミナー等の開催を参集方式からオンライン方式及びハイブリッド方式に見直し、定期的な集団指導を実施。令和4年度も同様にオンライン方式にて10回実施し、360事業所の参加があった。（令和3年度は13回実施し、473事業所が参加。）

##### ◆ その他

兵庫労働局HPに「派遣労働者の同一労働同一賃金について」の掲載を行い、不合理な待遇差解消のため、事業者が自己点検に活用できる厚生労働省の「自己点検表」サイトへ繋がるようリンクを貼り付けている。

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑦

### 各種助成金による支援 (※1 支給決定件数は令和3年度以前に認定された計画に基づく取組を含む。)

#### ◆人材確保等支援助成金

生産性向上に資する設備等の導入を通じた雇用管理改善（賃金アップ等）や、雇用管理制度の導入を通じた従業員の離職率の低下等、魅力ある職場づくりに向けて労働環境の改善に取り組む事業主に対して助成

計画認定・支給決定状況（9月末現在）

コース名	計画認定件数	支給決定件数
介護福祉機器助成コース	1件	7件
中小企業団体助成コース	1件	0件
外国人労働者就労環境整備助成コース	0件	0件

支給状況等（9月末現在）（令和3年度からの経過措置分）

コース名	計画認定件数	支給決定件数
雇用管理制度助成コース	休止※2	34件
人事評価改善等助成コース	休止※2	5件
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	廃止※3	3件
設備改善等支援コース	廃止※3	1件
働き方改革支援コース	廃止※3	8件

※2 令和2年度末で休止のため、令和4年度に認定計画の受理はない。

※3 令和3年度末で廃止のため、令和4年度に認定計画の受理はない。

#### ◆キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定・諸手当制度等を新たに規定するなど処遇改善に取り組む事業主に対して助成

計画認定・支給決定状況等（9月末現在）

コース名	計画認定件数	支給決定件数
正社員化コース	979件	1,606件
障害者正社員化コース	89件	6件
賃金規定等改定コース	190件	50件
賃金規定等共通化コース	130件	4件
賞与・退職金制度コース※4	135件	0件
選択的適用拡大導入時処遇改善コース※5	32件	0件
短時間労働者労働時間延長コース	186件	34件

※4 令和4年度から新設。制度導入後、6か月以上の継続勤務をしている有期雇用労働者等が対象のため、9月末現在の支給決定件数は0件

※5 令和4年度においても、計画はしているが、支給決定に至ったものはまだない。

#### ◆人材開発支援助成金

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的知識及び技能習得のための職業訓練を、計画に沿って実施した事業主に対して助成

コース名	計画受理件数	支給決定件数
特定・一般訓練コース	684件	374件
特別育成訓練コース	374件	138件
人への投資促進コース	6件	0件

※人への投資促進コースは令和4年度から新設 10

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑧

### 新規学卒者等への就職支援

- 新卒応援ハローワークをはじめ19ヶ所のハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介や大学等を訪問し、ガイダンスや各種セミナー、個別相談会を実施。
- コロナ禍による就職支援  
新型コロナウイルス感染症の影響により、就職面接のオンライン化が進んだことに対応するため、職業相談だけでなく各種セミナーをオンライン開催にすることで、オンライン化への対応力の向上促進。

就職支援ナビゲーターにおけるセミナー等実施状況  
(令和4年9月末現在)

	令和4年 4月～9月	令和3年 4月～9月	増減率
セミナー実施	55回	102回	▲46.1%
セミナー参加者数	467人	191人	144.5%
就職者数	2,234人	2,092人	5.5%
オンライン相談	355件	243件	46.1%

神戸新卒応援ハローワークにおける大学生等への就職支援状況

	令和4年 4月～9月	令和3年 4月～9月	増減率
新規求職者数	956人	1,287人	▲25.7%
就職者数	801人	759人	5.5%

<参考>

令和4年3月高等学校卒業者の状況(6月末現在)

	令和4年 3月卒	令和3年 3月卒	増減率
求人数	13,597人	13,423人	1.3%
就職希望者数	4,417人	5,033人	▲12.2%
就職者数	4,386人	4,998人	▲12.2%
求人倍率	3.08倍	2.67倍	0.41P
就職率	99.3%	99.3%	0.0P

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑨

### 就職氷河期世代への就職支援

#### 専門窓口等による伴走型の就職支援

○キャリアチャレンジ応援コーナーPlus（就職氷河期世代専門窓口）

神戸所、西宮所、姫路所

チームリーダーとなる職員、アドバイザーが中心となり、コーディネーター及び職業相談員と連携しながら、就職から職場定着までの一貫した伴走型チーム支援を実施。

○キャリアチャレンジ応援コーナー（兵庫労働局独自設置）

灘所、尼崎所、加古川所、伊丹所

職員による求職者担当者制による寄り添う支援を実施。

#### 兵庫県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援

兵庫県内において、行政、経済団体、業界団体等各界一体となって、就職氷河期世代の方々の活躍の促進を図るために就職氷河期世代プラットフォームを設置。この枠組みを利用して、就職氷河期世代の積極採用や行政支援策等の周知等に取り組んでいる。

#### <企業セミナー>

人材不足解消につなげる！人材活用セミナー～就職氷河期世代の採用と活用のポイント～

	参加企業
神戸地域 (令和4年9月開催)	28社30名
阪神地域 (令和4年10月開催)	22社25名

#### <求人企業説明会>

正社員就職を希望する30代以上の方対象～ミドル世代の就職フェア～

	参加企業
神戸地域 (令和4年12月予定)	20社予定
阪神地域 (令和4年11月予定)	20社予定

令和4年度の状況（8月末現在）

	7所のコーナーの計
新規登録者数	416人
正社員就職件数	194件



## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑩

### 医療、介護、保育等分野への就職支援

#### ○「人材支援総合コーナー」における支援

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響により、人材不足が深刻化している職種について人材確保の総合支援窓口として、「人材支援総合コーナー（医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野）」を県内8か所に設置し、求人者・求職者双方に対する総合的なマッチング支援を推進。また、業界団体や地方公共団体、職業訓練校とも連携し、業界の魅力発信にも努める。（令和4年度においてはガイダンスや体験会等のイベントを実施、10月25日現在13回実施。）

#### 《求職者支援サービス》

- ① 分野別の求人情報誌の発行、リーフレットや最新の動向等の提供
- ② 予約制・担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介
- ③ 応募書類作成のアドバイス
- ④ 職業訓練情報や関係機関が実施するイベント情報の提供
- ⑤ セミナー・企業説明会・見学会・面接会・体験会等の開催

人材支援総合コーナー

#### 《求人者支援サービス》

- ① 賃金・休日等の求職者ニーズの情報提供、分かりやすい求人票の作成助言
- ② 画像情報等の事業所情報の収集及び求職者への提供
- ③ リーフレットや情報誌の配布、配架
- ④ 企業説明会やセミナーの開催
- ⑤ 雇用関係助成金制度の情報提供
- ⑥ 雇用管理改善推進事業の周知・提案

新規支援対象求人数	3,867人	支援対象求人に係る充足数	576人
新規支援対象者数	3,370人	支援対象者に係る就職件数	1,382人

（令和4年6月末現在）

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑪

### 高齢者の就労支援

#### 高齢者の定年延長・継続雇用の促進等

高齢者が「意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会」を実現するため、65歳までの高齢者雇用確保措置未実施企業への制度導入に向けた個別指導を行うとともに、令和3年4月から施行された70歳までの高齢者就業確保措置の導入に向け、事業所訪問や求人受理時等の機会をとらえてリーフレット等を活用した周知・啓発を徹底。

《高齢者雇用確保等措置の実施状況（令和3年6月1日現在の高齢者雇用状況報告※の集計結果）》

21人以上規模企業数	65歳までの雇用確保措置実施済み企業数	70歳までの就業確保措置実施済み企業数
7,752社	7,715社（99.5%）	1,744社（22.5%）

※【高齢者雇用状況等報告】

高齢者雇用安定法第52条第1項に基づき、毎年6月1日現在における定年、継続雇用制度及び高齢者の就業機会の確保等に関する状況について、厚生労働大臣へ報告しなければならないこととなっているもの。

#### 高齢者に対する再就職支援の強化

全てのハローワークにおいて高齢求職者向けの求人の確保を図るとともに、県内12か所のハローワーク（神戸所、灘所、尼崎所、西宮所、姫路所、加古川所、伊丹所、明石所、豊岡所、西脇所、龍野所及び西神所）に、以下の①～③を特徴とする「生涯現役支援窓口」を設置し、再就職を目指す概ね60歳以上の方を対象に各種サービスを実施。（特に65歳以上の者を重点的に支援。）

- ①シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供
- ②多様な就業ニーズなどに応じた情報提供
- ③シニア世代に適した、各種ガイダンスの実施

《生涯現役支援窓口における65歳以上の就職者数》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度計	1,635人	2,053人	-
9月末現在	733人	917人	1,035人





## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑬

### 障害者の就労支援

#### 雇用率達成に向けた適切な指導・支援の実施

法定雇用率（2.3%）の達成に向け、全未達成企業に対して、年間を通じて計画的、効率的に達成指導を行うよう取り組んでいる。（令和3年度は訪問・呼び出しによる指導464回を実施したほか、文書・電話による指導を行った。）特に未達成企業の9割近くが300人未満の中小企業で、その約7割が一人も障害者を雇用していない企業であることから、これらの企業については、課題等状況を把握するとともに、地域の就労支援機関を含む関係機関と連携し、個々の実態を踏まえ、チームで支援を実施。

(1) 法定雇用率の達成企業等の状況（令和3年6月1日現在）

企業数	実雇用率	達成企業数	達成企業割合	0人雇用企業数	未達成企業に占める0人雇用企業の割合
3,603社	2.25%	1,784社	49.5%	1,083社	59.5%

(2) 合同就職面接会の開催状況（令和3年度）

回数	参加企業数	参加障害者数
4回	131社	783人

#### 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

多様な障害特性（精神障害、発達障害、高次機能障害、難病等）のある障害者に対して、ハローワークに専門スタッフを配置し、ケースワーク方式による寄り添い型支援を行っている。

(1) 精神、発達、難病者の職場実習事業「いっぽ」（見学含む）の活用	30人		
(2) 精神障害者雇用トータルサポーター	新規支援対象者数	405人	定着等支援延べ件数 683件
(3) 発達障害者雇用トータルサポーター	新規支援対象者数	80人	定着等支援延べ件数 551件
(4) 雇用トータルサポーター	新規支援対象者数	57人	定着等支援延べ件数 5件
(5) 難病患者就職サポーター	新規支援対象者数	74人	相談延べ件数 257件
(6) 特定求職者雇用開発助成金（発達・難病コース）	支給決定件数	24件	

（令和3年度）

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑭

### 外国人への支援

#### 外国人労働者への就職支援等

##### ●県内での通訳員の配置について

県内5か所のハローワーク（神戸、灘、尼崎、姫路、明石）に通訳員の配置を行い、外国人求職者に対して、本人の希望を丁寧に確認し、きめ細かな就職支援に努める。

また、留学生等からの相談件数が増加したため、令和4年9月中旬から灘所三宮庁舎へ通訳員の追加配置を行い、支援体制の強化を図っている。

<外国人雇用サービスコーナー等の業務取扱状況>

新規求職者数：1,186件 相談件数：4,074件 就職件数：142件（令和4年9月末現在）

##### ●ウクライナ避難民への就職支援について

###### ・避難民向けの対応

ウクライナ避難民に対して、ハローワークの相談窓口で就職支援を行うために、ウクライナ語対応翻訳機を設置し、ウクライナ避難民の希望を踏まえた丁寧な就職支援に努める。

###### ・自治体等関係機関との連携

就職を希望するウクライナ避難民を把握した際のハローワークへの誘導を自治体や入国管理局等に依頼。

###### ・企業への働きかけ

ウクライナ避難民支援表明企業に対しての声かけ、求人化に向けた調整を行う。

<ウクライナ避難民への業務取扱状況>

新規求職者数：12件、相談件数：11件、就職件数：2件、職業訓練受講あっせん件数：4件（令和4年9月末現在）

##### ●神戸新卒応援ハローワーク留学生コーナーについて

神戸新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを設置し、兵庫県下の大学等との連携により、日本での就職を希望する留学生の就職支援を実施。日本での就職希望者：7大学、およそ300名（令和4年10月20日確認）

また、近畿2府4県の労働局及び大阪外国人サービスセンターと連携し、外国人留学生を対象とした合同企業説明会をオンラインにより開催。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から窓口相談を予約制にしたことで、混雑が回避されたことに加え、来所者は自分自身が相談したいことを事前に考える時間ができるため、相談内容をまとめてから来所するなど、効果的な相談に繋がり、紹介成功率（就職件数／紹介件数）が向上している。

<神戸新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）業務取扱状況>

	令和4年 4月～9月	令和3年 4月～9月	増減率
新規求職者数	147	182	▲19.2%
紹介件数	116	144	▲19.4%
就職件数	59	59	0.0%

## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑮

### 外国人労働者の労働相談体制の整備等

#### ● 外国人労働者相談コーナー

##### ① 兵庫労働局監督課内 【中国語】

◎ 開庁日時：原則、火曜日・水曜日  
9:30～17:00  
電話番号：078-371-5310

##### ② 姫路労働基準監督署内 【ベトナム語】

◎ 開庁日時：原則、木曜日・金曜日（第1・3・5）  
9:30～17:00  
電話番号：079-224-8181

#### 外国人労働者への安全衛生教育の普及。（安全衛生教材の作成と情報発信（厚生労働本省HPへの掲載））

集団指導や個別指導等において事業主に指導を行う場合や窓口相談等への対応時など、外国人労働者を使用する事業場と接触する機会をとらえ、「外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします」などのリーフレットを配布することにより、法令の周知及び安全確保の促進を図っている。

厚生労働省のホームページに掲載されている「外国人労働者向けの安全衛生対策の教材」の活用を促進するため、掲載ページへリンクするQRコードを付した「兵庫安全行政のあらまし」を労働局が作成し、安全大会、説明会等、あらゆる機会に配布し、安全衛生教育用教材の利用促進を図っている。

#### ◆ 安全衛生視聴覚教材

14言語【英語・中国語・ベトナム語・フィリピン語・カンボジア語・ポルトガル語ほか】

建設現場で働く外国人労働者の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）の動画を掲載。

#### ◆ マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）、初めて学ぶ方向けの視聴覚教材（漫画教材）

11言語【日本語・英語・インドネシア語・タイ語・ミャンマー語・ネパール語・モンゴル語ほか】

8業種と業種共通の教材を掲載。

#### ◆ VRで体感する働く人の安全と健康（教育用教材）

学習と体験をセットにした視聴覚教材（VR教材）。事故を引き起こす危険行動を体験できる。

#### ◆ 業種別の安全衛生教育教材（建設、農業、漁業、造船など）

11言語【日本語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・フィリピン語・タイ語・モンゴル語ほか】

#### ◆ 建設業労働者・造船就労者に対する安全衛生教育教材・外国人建設就労者等に対する安全衛生教育

4言語【中国語・ベトナム語・インドネシア語・英語】

#### ◆ 技能講習補助教材

フォークリフト運転、玉掛け、床上操作式クレーン運転の各技能講習について、様々な言語の補助テキストや講習用パワーポイント等を掲載。

外国人労働者の安全衛生対策  
ページへのQRコード



## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑬

### 生活保護受給者等の就労支援

#### ◆生活保護受給者等就労自立促進事業

- 生活保護受給者等については、労働局・ハローワークと地方公共団体が協定を締結し、両者が連携して就労支援を実施。

生活保護受給者等の支援対象者数	2,570 件
生活保護受給者等の就職件数	1,679 件

(令和4年9月末現在)

- 生活保護受給者などを対象とした窓口を地方自治体内に設置し、ハローワークと一体となり就労支援を推進。

- ・ 県内に13か所設置

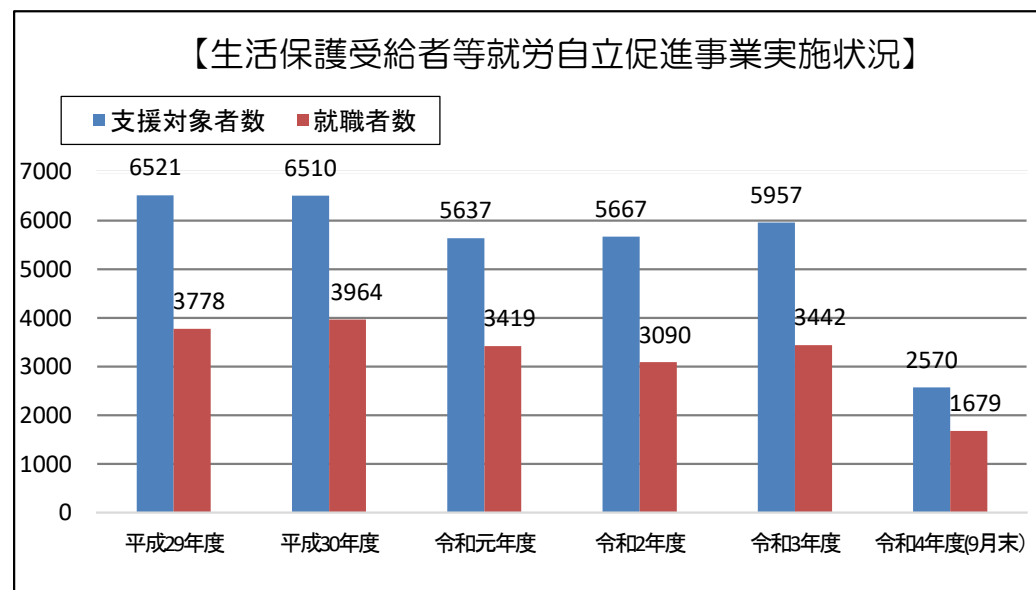
神戸市（9区※）、尼崎市（北部・南部）、  
姫路市、明石市 （令和4年10月現在）

※令和4年10月1日神戸市西区に新規開設。

- ひとり親の方への就労支援の取組として、自治体への出張相談窓口を設置する「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」を8月に実施。

令和4年度実施状況（8月実施）

40自治体	52か所	相談件数131件
-------	------	----------



## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑬

### 地域のニーズを踏まえた職業訓練の促進

#### 職業訓練による人材育成の強化

##### ◆地域の人材ニーズを踏まえた計画的な公的職業訓練の実施

職業能力開発促進法に基づく地域職業能力開発促進協議会を兵庫県との共同で開催。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部（ポリテクセンター兵庫）とも連携の上、地域の関係機関から人材ニーズを把握し、地域の人材育成に資する総合的な地域職業訓練実施計画の策定に向けての協議を実施。

【令和4年10月24日に開催した第1回協議会では、県内の雇用情勢や職業訓練の実施状況について認識を共有したほか、訓練実施計画策定方針案等について意見交換を行った。】

##### ◆人材ニーズに応じた職業訓練の推進

ポストコロナ社会を支えるデジタル人材の育成に重点を置いた職業訓練コースの設定に努め、求職者ニーズに応じた職業訓練の受講あっせんを推進。また、人手不足による人材の確保が課題となっている介護分野に重点を置いた職業訓練を積極的に周知し、特に介護関係の仕事に興味を持つ者や未経験者、ブランクがある者へ、訓練受講に向けた職業相談を実施。

訓練種別	コース数	受講申込者数
IT分野 デザイン(Web系)分野	42コース	1,017人
介護・医療・福祉分野	36コース	405人



## 2. 多様な人材の活躍推進 ⑱

### 求職者支援制度による再就職支援

#### ◆求職者支援制度の特例措置の延長

訓練受講中に受講者に支給する職業訓練受講給付金の支給要件の緩和措置について、令和5年3月31日まで延長し、引き続き、子育て中の求職者やシフト制で働く方が育児や仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図るとともに、訓練を受講しやすくするため、短期間や短時間の訓練コースを設定し、ハローワークにおいて積極的に受講を勧奨。

【令和4年9月末現在 9コースを設定／受講者数78人（求職者支援訓練）】

#### ◆制度の周知

オンラインコミュニケーションツールを活用した職業訓練説明会の実施やハローワークに設置したデジタルサイネージを活用した職業訓練関係の情報提供を強化。【令和4年9月末現在 オンラインによる職業訓練説明会・訓練セミナーを21回実施】

また、労働局ホームページでの広報のほか、「インスタグラム」や「ツイッター」を活用した積極的な周知を実施。（各15回投稿）

#### ◆受講者に対する就職支援

ハローワークにおいて、訓練受講前、受講中から効果的な職業相談（キャリアカウンセリング）を重ね、適切なコースへの受講あっせんや早期の再就職に向けて、訓練受講の目的や希望する就職先、目指すべき将来像等を受講者と共有し、個々の受講者のニーズに沿ったきめ細やかな就職支援を実施。

【令和4年9月末現在 公的職業訓練修了後3ヶ月以内の就職件数2,006件】

### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ①

#### 安全で健康に働くことができる環境づくり

#### 職場における感染防止対策等の推進

##### ◇感染拡大防止対策相談コーナー

令和3年2月15日から、兵庫労働局労働基準部健康課に「新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置し、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、感染防止のための基本的対策など、職場における感染防止対策の取組を推進。

監督署への窓口来庁者（各種届出、報告受理時など）、各種集団指導、監督指導等の実施、地区労働基準協会や労働災害防止団体等の会議等に出席したときなど、あらゆる機会を捉え、感染拡大防止の取組状況を確認し「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための取組の5つのポイント」等を用いて、必要な指導を実施している。

また、令和3年2月15日から令和4年9月30日までの取組実績の累計は50,000回を超えている。

#### <取組の5つのポイント>



#### <取組実績の累計>

取組内容	実施回数
各種報告・届出の受理時における対応	46,717回
事業場への訪問等における対応	4,201回

#### <相談コーナーで着用する職員用の腕章>



# 3. 誰もが働きやすい職場づくり ②

## 長時間労働の是正

### 労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援

#### ● 労働基準監督署が実施した取組

##### ① 労働時間相談・支援班によるもの

- ➡ ◎ 説明会等の開催による周知（セミナー形式）  
開催回数：737回  
参加事業場数：20,443事業場
- ◎ 訪問支援の実施による周知（訪問形式）  
訪問事業場数：7,395事業場

※ 平成30年4月～令和4年9月末までのもの。

##### ② 調査・指導班によるもの

- ➡ ◎ 監督指導における周知  
監督実施事業場数：5,420事業場  
（長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導）

※ 平成30年4月～令和4年9月末（速報値）までのもの。

#### 1 訪問支援での例

##### 事業場への訪問支援

- 【事業場の概要】  
業種：その他の事業（業界団体） 労働者数：8名（うちパート労働者3名）
- 【事業場が抱える課題】  
働き方改革を進める必要があると認識しているが、具体的にどう進めればよいが分からない。
- 【課題解決のためのアドバイス】  
① 36協定の知識を有していなかったため、複数回にわたり36協定の締結方法等について説明。  
② パート労働者に対する有給休暇の付与の必要性を丁寧に説明。
- 【アドバイスを踏まえた事業場の対応】  
① 改正後の内容に沿った36協定が届け出られた。  
② 労働時間管理の重要性を認識し、適正な労働時間把握に努めるようになった。  
③ パート労働者を含めた全ての労働者の年次有給休暇の取得促進が検討されるようになった。



##### 結果について

- 【訪問前直下の事業場への訪問後の実施】  
訪問内容を契機とし、当該事業場を他の指定事業場に追加。後日、部下事業場に対して、訪問による訪問内容を説明。
- 【上級機関への訪問後の実施】  
その他、同級連合組合が加盟する上級連合組合の協議会等において、支援による訪問を実施。



### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ③

#### 長時間労働の是正

#### 長時間労働の是正に向けた監督指導の強化等

- 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底

➡ 8月16日に、令和3年度の取組状況を発表し啓発

監督実施事業場数	1,467事業場
① 違法な時間外労働があったもの	493事業場 (33.6%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	189事業場 (12.9%)
② 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	228事業場 (15.5%)

<参考>月80時間超の時間外休日労働が考えられる事業場に対する監督指導状況  
 令和4年4月～9月 815事業場  
 (前年同期) 311事業場

#### 過労死等防止対策の推進

- 11月「過重労働解消キャンペーン」の実施

- ➡
- ① 労使の主体的な取組を促進
  - ② ベストプラクティス企業へ訪問
  - ③ 重点監督の実施
  - ④ 過重労働相談受付集中期間の設定  
 (11/1 (火), 2日 (水), 4日 (金) 及び5日 (土) の4日間) や過重労働解消相談ダイヤルによる集中的な相談受付を全国一斉に実施

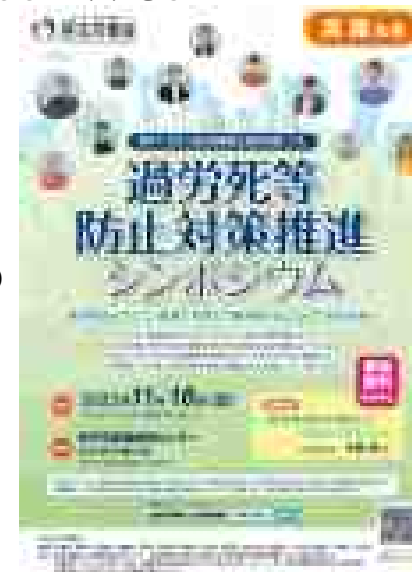
【無料の過重労働解消相談ダイヤル】  
 11月5日 (土) 9:00～17:00  
 なくしましょう 長い残業  
 0120 - 794 - 713



- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

日時：令和4年11月18日 (金) 15:00～17:30  
 場所：神戸市産業振興センター  
 ハーバーホール

内容：【基調講演】  
 過労死事件を取材して一記者として思うことー  
 【労働局からの報告】  
 【働き方改革に取り組む企業の発表】  
 【遺族の声】



# 3. 誰もが働きやすい職場づくり ④

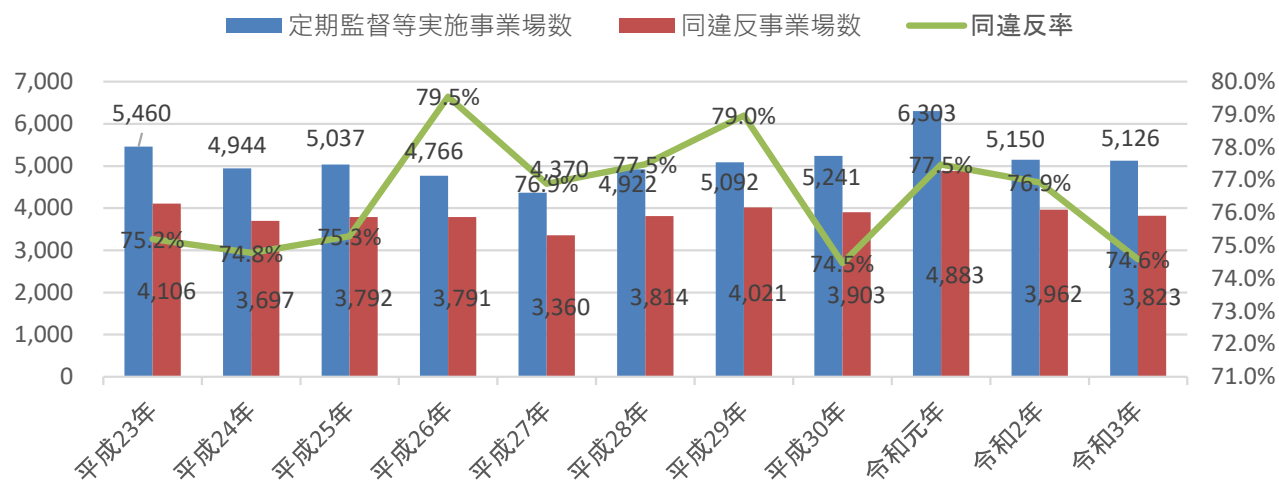
## 法定労働条件の確保等

➡ 10月21日に、令和3年の定期監督等の実施状況を発表。

### ● 法定労働条件の履行・確保のための取組

管内11監督署による監督指導を実施し、法違反が認められた 事業場に対して、その是正を指導。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 (4-9) 速報値	令和3年 (4-9) 参考値
定期監督等実施 事業場数	5,037	4,766	4,370	4,922	5,092	5,241	6,303	5,150	5,126	3,547	2,395
同違反事業場数	3,792	3,731	3,360	3,814	4,021	3,903	4,883	3,962	3,823	2,725	1,773
同違反率【対前年】	75.3% 【0.5P増】	78.3% 【3.0P増】	76.9% 【1.4P減】	77.5% 【0.6P増】	79.0% 【1.5P増】	74.5% 【4.5P減】	77.5% 【3.0P増】	76.9% 【0.6P減】	74.6% 【2.3P減】	76.8%	74.0%



◎重大又は悪質な事案は、  
神戸地方検察庁に送検。

●送検件数（令和4年4月～9月）  
労働基準法・最低賃金法違反： 2件  
労働安全衛生法違反： 4件

# 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑤

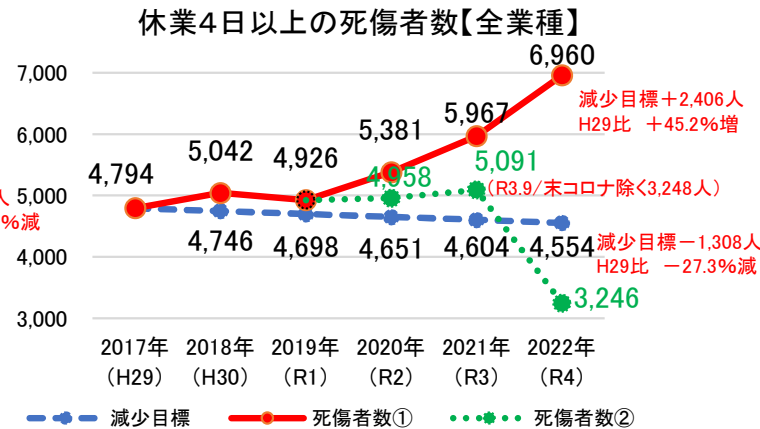
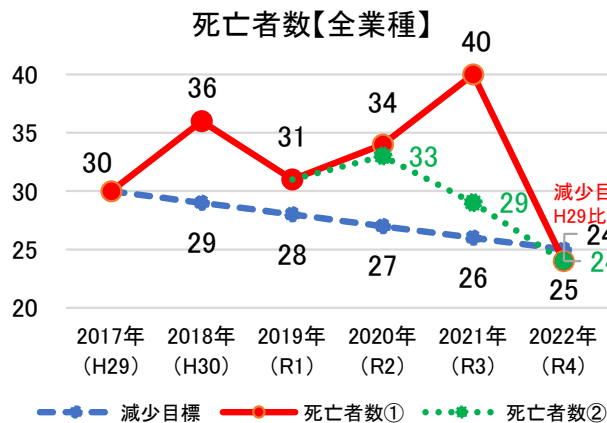
## 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### ◆『兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画』（最終年度）

計画期間 2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

### 第13次労働災害防止計画の推進

計画目標 対平成29年比死亡者数15%以上減少（25人以下）休業4日以上の死傷者数5%以上減少（4,554人）



今年度は計画最終年度にあたり、計画目標の達成に向け、特に、安全確保の最重点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の一層の削減に取り組んでいるところ。本年9月末において死亡者数は24人（うちコロナ死亡0人）となっている。

毎年死亡災害が最も多く発生する「墜落・転落災害」対策として、当局の独自取組として『STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン』（別頁掲載）を業種横断的に展開し、死亡者数、死傷者数とも減少している。

労働局では、7月の局長建設パトロール、各種安全大会や研修会等での周知・啓発に加えて、労働災害防止団体、業界関係機関等に対して本キャンペーンの取組要請を行っている。監督署においては、生産現場や建設現場等に対する監督指導、個別指導等の機会を通じて、本キャンペーンの周知・啓発を実施している。

### 「兵庫リスク低減MS運動」の推進

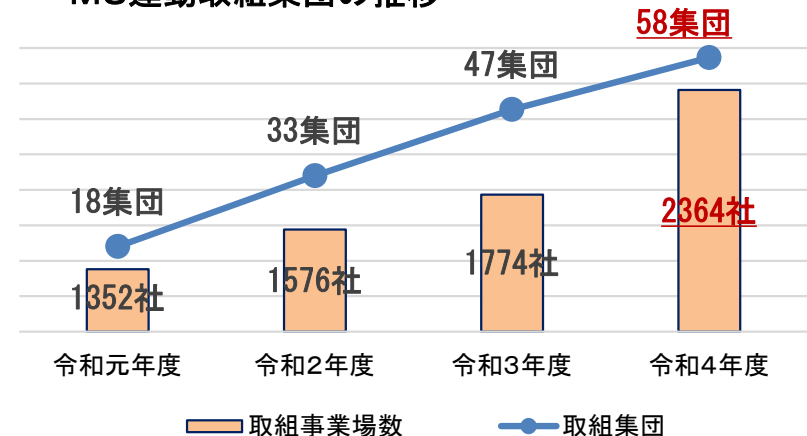
～令和元年度から令和4年度まで～（兵庫労働局独自取組）

#### 【趣旨】

「兵庫リスク低減MS運動」は、経営トップの深い関与（安全衛生方針表明）によって、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理を運用し、リスクアセスメントを継続的に実施することにより、リスクを調べ尽くし、残るリスクの大きさ（残留リスク）を明確にすることによって、残されたリスクを重点的に管理し、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とし、労働災害の根絶に向け、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努め、安全衛生水準の継続的・段階的な向上（スパイラルアップ）につなげるための運動。

令和元年度は「18集団1,352社」からスタートして、最終年度の今年度は「58集団2,364社」まで増加し、安全衛生管理を組織的・継続的に行うために、「PDCA（P（計画）－D（実行）－C（評価）－A（改善））サイクル管理」を職場に根付かせ、安全衛生水準の向上を目指す自主的な取組を促進している。

### MS運動取組集団の推移



# 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑥

## 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」の推進 ～令和3年度から令和4年度まで～（兵庫労働局独自取組）

墜落・転落災害による死亡者数の減少に向け、令和3年度から取り組んでいる『STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン』を労働災害防止団体等との連携により、今年度も継続して展開している。

「高所作業を安全に行うための方策」や「墜落制止用器具（安全帯）の適切な使用方法」等を、事業者が積極的かつ自律的に実践出来るよう「動機づけ支援」に「積極的支援」を加えて指導し、墜落・転落災害の根絶を図っている。

【キャンペーン実施期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

### 【取組内容】

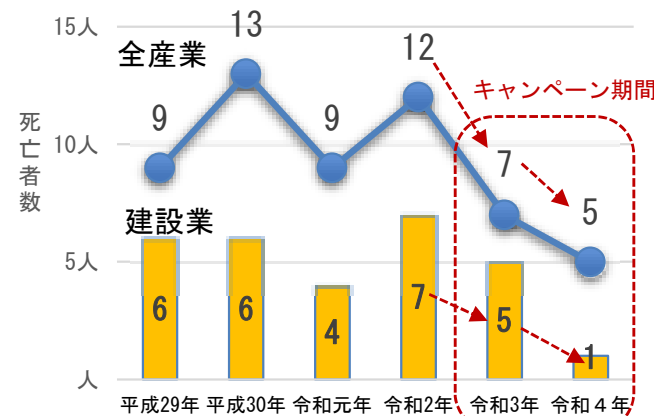
次の取組をあらゆる機会に周知啓発する。

- 墜落制止用器具（安全帯）のフックを丈夫な設備に確実に掛ける。
- 労働者を指揮監督する職長、作業主任者等に墜落制止用器具の使用状況を確認させる。
- 令和4年1月2日以降、旧構造規格の墜落制止用器具の使用禁止を周知する。



周知啓発用リーフレット  
(兵庫労働局HPからダウンロード)

### 墜落・転落災害による死亡者数の推移



出典 労働者死傷病報告/死亡災害速報  
(平成29年～令和3年：確定値、令和4年/9月末)

## 「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進

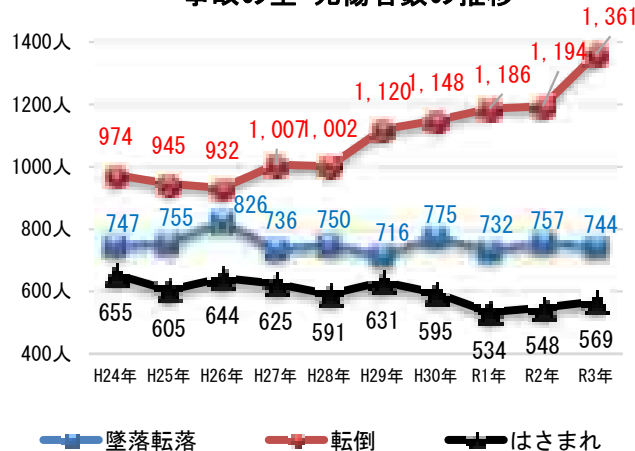
「転倒災害」は、労働災害のうちで最も死傷者数が多く発生している事故の型であり、死傷者数を減少させるため、労働災害防止団体等と連携を図り、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進している。

特に「転倒災害」は、高齢労働者において約4割を占める状況にあるため、ハローワークと連携した説明会を通じて、「エイジフレンドリーガイドライン」の普及促進を図るとともに、局が作成した「転倒災害は労働災害です」のリーフレットをあらゆる機会に配布し、関係団体への協力要請や事業場への指導を実施している。



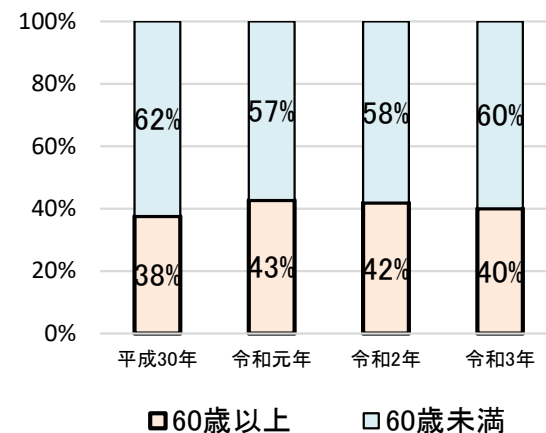
周知啓発用リーフレット  
(兵庫労働局HPからダウンロード)

### 事故の型-死傷者数の推移



出典 労働者死傷病報告 (令和3年まで確定)

### 年代別-転倒災害による死傷者数の割合



### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑦

#### 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

「過労死等ゼロ緊急対策」を踏まえ、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場に対する必要な指導や兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知など、メンタルヘルス対策の取組を推進している。

ストレスチェックの実施、その結果に基づく集団分析及び職場環境改善の取組についても、あらゆる機会を捉え周知している。

また、集団分析結果に基づく職場環境改善については、兵庫産業保健総合支援センターの利用勧奨を行っている。

<リーフレット>



兵庫産業保健総合支援センター  
のメンタルヘルス対策支援事業  
(令和4年4月～8月末)

支援事業	実施回数
訪問支援	110回
管理監督者教育	16回 (337人)
若年労働者向け教育	30回 (406人)

#### 化学物質対策・石綿ばく露防止対策の徹底

##### ◇化学物質対策

化学物質の取り扱い事業場等に対し、関係法令に基づく措置の履行確保を図り、化学物質に関するラベル表示や安全データシート（SDS）交付の徹底や化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトを推進している。

また、今後は、労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」（ラベル表示・SDS通知対象物質の追加、リスクアセスメントに関する義務等）について周知を図っていく。

##### ◇石綿ばく露防止対策

改正石綿障害予防規則に基づき、本年4月に施行された「事前調査結果の報告」について、建築物等の解体・改修工事業者等に対し、改正石綿則の周知と履行確保を図るため、建設許可業者及び解体業の登録業者約20,000事業場に対して、周知を目的とした自主点検を実施している。

また、今後は、建設業店社における指導に重点を置き、計画的に監督指導等を実施することによって、効果的な石綿則の遵守徹底を図ることとしている。

# 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑧

## 総合的なハラスメント対策の推進

### 職場におけるハラスメント撲滅対策の実施

#### 職場におけるパワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラ、育児・介護休業等に関するハラスメント対策の推進

- ・労働者からの相談については、相談者の意向や事案の緊急性を踏まえ、迅速に行政指導や行政ADRに移行し、問題の解決を図る。
- ・年間を通じて企業訪問等によりハラスメントに係る法や指針等を周知し、防止対策が進んでいない企業に対しては指導やアドバイスを実施。

#### 行政指導件数（9月末現在）

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ●パワーハラスメント対策          | 63件 |
| ●セクシュアルハラスメント対策       | 37件 |
| ●妊娠・出産等に関するハラスメント対策   | 36件 |
| ●育児・介護休業等に関するハラスメント対策 | 46件 |

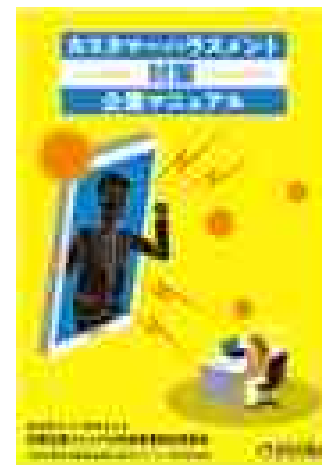
#### 行政ADR件数（9月末現在）

- |                   |             |     |
|-------------------|-------------|-----|
| ●パワーハラスメント        | 労働局長の援助申出件数 | 45件 |
|                   | 調停申請件数      | 1件  |
| ●セクシュアルハラスメント     | 労働局長の援助申出件数 | 2件  |
| ●妊娠・出産等に関するハラスメント | 労働局長の援助申出件数 | 2件  |
| ●いじめ・嫌がらせ         | 助言・指導の申出件数  | 12件 |
|                   | あっせん申請件数    | 7件  |

### 就活生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等へのハラスメントや、社外の者からのハラスメント対策等の推進

- ・就職活動中の学生等へのハラスメントについても、行政ADRの活用や労働局からの事業主への働きかけにより問題の解決を図る。
- ・顧客等からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策として、対応マニュアル等を周知。





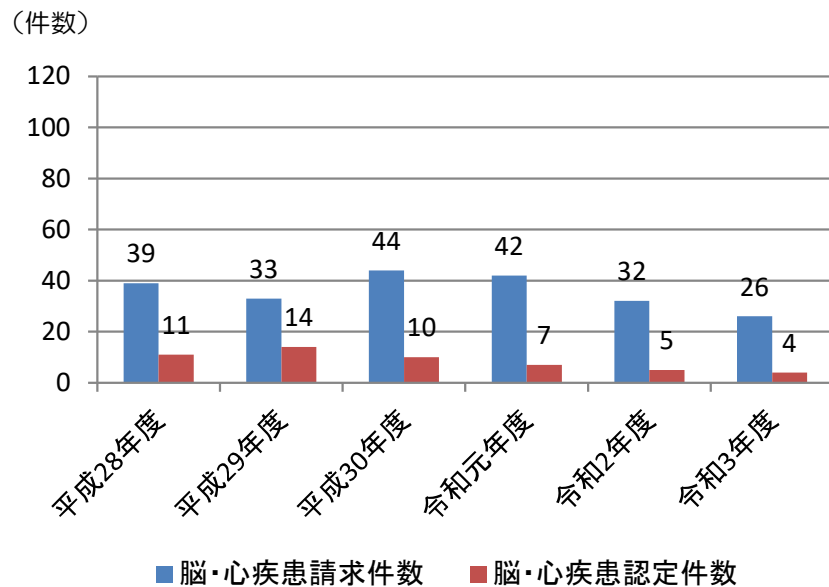
### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑩

#### 過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・公正な処理

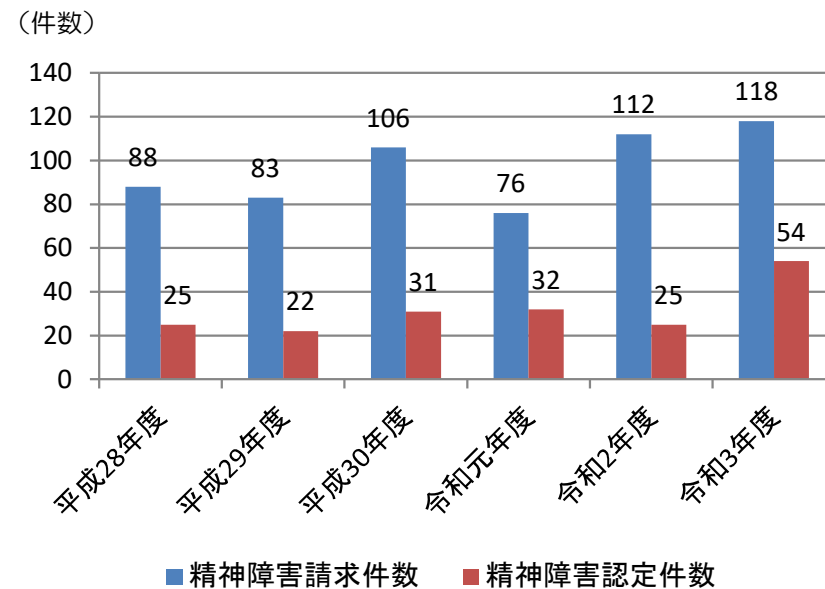
令和3年度は、過重な業務が原因で発症した脳・心臓疾患に係る労災請求件数は減少したものの、業務によるストレスなどが原因で発病した精神障害に係る労災請求件数は増加している。

今後も、組織横断的な連携を図りつつ、迅速・公正な事務処理を一層推進していく。

【脳・心臓疾患の労災請求件数等の推移】



【精神障害の労災請求件数等の推移】





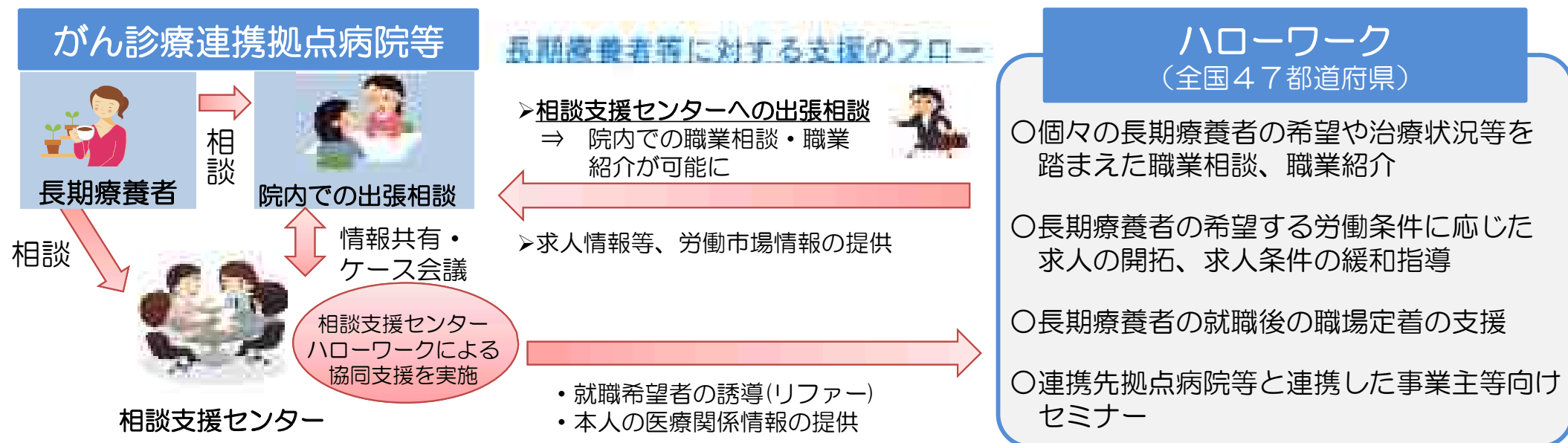
### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑪

#### 治療と仕事の両立支援

##### がん等の疾病を抱える長期療養が必要な方への就労支援

- がん治療連携拠点病院（以下、「拠点病院」という。）と管轄ハローワークとの連携による支援を実施。地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県立がんセンター、姫路赤十字病院、独立行政法人国立病院機構姫路医療センターとそれぞれの管轄ハローワークが連携。令和3年度から、独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院に、ハローワーク尼崎が巡回相談を実施開始。
- 各拠点病院内の相談支援センターと連携して、以下の支援を実施。
  - ・ 個々の長期療養者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介（拠点病院への出張相談を含む）
  - ・ 長期療養者等の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件緩和指導、就職後の職場定着の支援

（実績） 支援対象者数：218人 就職率：76.1%（令和4年9月現在）



# 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑫

## 疾病を抱える労働者等の健康確保対策

### ◇兵庫県地域両立支援推進チーム

近年は、雇用の延長が進んでいることもあり、労働者の高齢化、働き方の多様化を含め、仕事と生活の両立ができる仕組みがクローズアップされている。

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「兵庫県地域両立支援推進チーム」を設置し、多方面から関係者のサポートを行っている。

### ◇アクションプラン！（5か年計画）

推進チームの活動をより積極的に展開させるため、設置期間を令和8年度まで延長し、さらなる取組の推進と治療と仕事の両立支援の実現に向け、令和4年度を初年度とするアクションプラン！（5か年計画）を策定した。

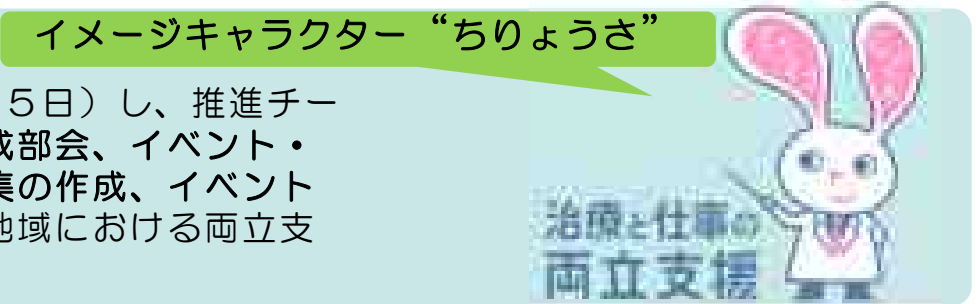
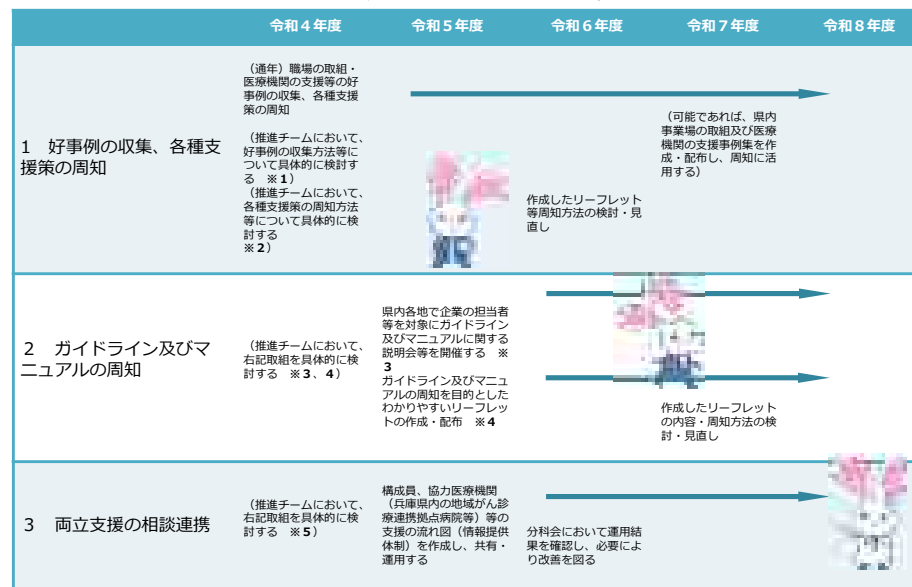
### ◇アクションプラン取組のポイント

- ・ 5か年計画の進捗及び評価
- ・ 専門分科会の設置と運営
- ・ 構成員間の情報共有と連携スキームの確立

### ◇アクションプラン キック・オフ！会議

本年度は、新たな計画に基づくキック・オフ会議を開催（10月5日）し、推進チーム内にワーキンググループとして、3つの作業部会（好事例集作成部会、イベント・セミナー作業部会、相談支援機関分科会）を設置し、今後、事例集の作成、イベント・セミナーの開催、各相談支援機関との連携スキームを確立し、地域における両立支援の促進を図ることとしている。

### ＜両立支援チーム・各年度の取組＞



### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑬

#### 不妊治療と仕事の両立

##### 不妊治療と仕事の両立に取り組む中小企業に対する支援

不妊治療と仕事の両立に取り組む中小企業に対して助成金による支援を実施。

##### ○働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

不妊治療に利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を導入した事業主を助成。

##### ○両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療に利用できる休暇制度や両立支援制度を整備し、労働者に実際に利用させた事業主を助成。

両立支援等助成金 支給状況（9月末現在）

助成コース	申請件数	支給件数
不妊治療両立支援コース	7	2

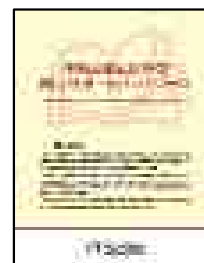
##### 不妊治療を受けやすい職場環境整備のための対策

子どもを持ちたいと希望する方が、不妊治療を受けながら安心して働き続けられるよう、不妊治療を受けやすい職場環境整備のための支援を実施。

##### ○「不妊治療と仕事との両立」に関する認定制度「くるみんプラス等」

の周知

- 不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの周知



プラチナくるみんプラス

くるみんプラス

トライくるみんプラス



##### ○不妊治療等に対する情報提供・相談体制の強化

不妊に悩む労働者や不妊治療対策への取り組みを検討する企業の相談に対し、不妊専門相談センターと連携し対応。

### 3. 誰もが働きやすい職場づくり ⑭

#### 柔軟な働き方がしやすい環境整備

#### 良質なテレワークの導入・定着促進

##### 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

テレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等などを行った中小企業事業主に対して、その労務管理に要した費用、テレワーク用通信機器の設備投資等の費用の一部を助成

##### 利用状況等

令和3年度			令和4年度（9月末現在）		
申請件数	交付決定件数	審査中	申請件数	交付決定件数	審査中
8	8	0	1	1	0

#### 多様な働き方への支援

##### 兵庫働き方改革推進支援センターによる支援

「働き方改革関連法」の順次施行への対応に向けて中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するため、「兵庫働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による電話・メール・来所相談による相談対応のほか、専門家が直接企業を訪問する個別コンサルティング支援や関係機関と連携した相談窓口の開設により雇用管理改善や就業規則等の見直し等に向けた助言・提案を実施。

##### 兵庫センターの活動実績（9月末現在）

電話・メール等による 相談件数	訪問コンサルティング 支援件数
254	490

セミナー		出張相談窓口	
実施回数	参加人数	実施回数	相談件数
50	605	91	147

# 4. 地方公共団体等と連携した行政運営 ①

## 地方公共団体と連携した地域雇用対策の推進

### ◆ 一体的実施事業・雇用対策協定の締結等

#### ○ 地方公共団体とハローワークが連携し、就労支援を実施

##### ● 県との連携

- ・ジョブカフェ事業 「若者しごと倶楽部」の設置
- ・兵庫県合同就職面接会（令和4年7月開催、54社136名参加）、SELECTION2023（令和5年1月開催予定、28社参加予定）

##### ● 市との連携

- ・「ふるさとハローワーク」の設置（三木市、加西市）
- ・シニア就職面接会in神戸の開催（令和4年10月に2カ所で開催、各10社87名参加）（神戸市）
- ・フードサポートこうべ ～食からつながる生活相談会～  
（令和4年6月～7月に3カ所で開催、ハローワークの相談ブースを設置）（神戸市）

#### ○ 国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務をワンストップ窓口で支援する「一体的実施」事業を推進

##### ● 県下18か所（令和4年10月3日現在）

- ・生活保護受給者などを対象とした窓口  
13か所 [神戸市（9区）、尼崎市（2か所）、姫路市、明石市]

- ・若者、女性などを対象とした窓口  
5か所 [宝塚市、川西市、西宮市、丹波市、兵庫県]

	令和4年9月末現在	令和3年9月末現在	前年同期比(%)
就職件数	975件	968件	0.7

	令和4年9月末現在	令和3年9月末現在	前年同期比(%)
就職件数	1,085件	893件	21.5

#### ○ 国と自治体が、地域の雇用対策を一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結

- ・15自治体（県、14市）（令和4年10月3日現在）  
加西市、尼崎市、三田、たつの市、兵庫県、高砂市、丹波市、伊丹市、加古川市、  
淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)、豊岡市、川西市、西宮市（※締結日順）

##### <協定に基づく主な取組内容>

- ・企業の人材確保に向けた支援、新規学卒者等に対する支援、若者に対する支援、子育て女性等の支援、高齢者に対する支援など



# 4. 地方公共団体等と連携した行政運営 ②

## 労使等の関係者及び関係機関との連携

### 兵庫地方働き方改革推進会議

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（改正雇用対策法）第10条の3において、中小企業における働き方改革の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備することと国の努力義務を創設

平成27年12月に設置した「兵庫地方働き方改革推進会議」を法に基づく協議会として位置付けて開催している。

【構成団体】

連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会、一般社団法人兵庫県信用金庫協会、株式会社みなと銀行、株式会社但馬銀行、株式会社商工組合中央金庫神戸支店、兵庫県、兵庫労働局

部会（R2.8.7書面決議による規約改正にて位置づけ）

### 兵庫働き方改革担当者連絡会議（R4.7.20開催）

【会議の目的】

兵庫地域の関係団体の実務担当者を幅広く参集し、働き方改革を推進するための各団体の支援策の共有化と効果的な情報発信を推進する。（平成29年6月設置）

【構成団体】

（兵庫働き方改革推進会議の構成団体に加え）兵庫県立男女共同参画センター、神戸市、近畿経済産業局、ひょうご仕事と生活センター、ひょうご産業活性化センター

\*オブザーバーとして「兵庫働き方改革推進支援センター」も参加。

### 金融機関との働き方改革包括連携状況

金融機関名	締結日
兵庫県信用金庫協会	平成29年6月14日
みなと銀行	平成29年11月2日
但馬銀行	平成30年1月25日
商工中金神戸支店	令和元年12月19日
兵庫県信用組合協会	令和4年7月15日

\*兵庫県信用組合協会は、次年度より構成員に参画予定

## 4. 地方公共団体等と連携した行政運営 ③

### 大学・高校等における労働法制講義

#### 年間通じた「労働法制講義」の実施

これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、実際の労働場面において、関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養にも資することから、大学・短期大学の要請に応じて、幹部職員が大学等に出向き、労働法制講義を実施。

#### 《実績》 4大学で4回実施、受講学生数260人（令和4年9月末時点）

関西福祉大学（5/11）、兵庫県立大学（7/5）、姫路日ノ本短期大学（7/13）、関西学院大学（9/27）

\* 対面講義に戻ってきているが、オンライン講義（オンデマンド配信含む）もまだ要望がある。

\* 後期（10月～）は6大学6回実施予定（9月末時点申込件数）

#### 兵庫県立大学における寄付講座「労働法制度と労働行政の役割」の開設 （令和4年10月～令和5年1月）

#### 神戸大学における寄付講座「キャリア形成と労働法制度」の開設 （令和4年12月～令和5年2月）

兵庫県立大学では全15回、神戸大学では全8回の連続講義により、労働法制の基礎知識に加えて、企業・社会の現状や、それに対応した労働行政の取組を、現場で実務に携わる職員が講師となって講義を行い、従来の「労働法制講義」より更に広範囲で詳細な講義内容となっている。

県立大学の講義においては、学生に興味を持ってもらうために、体験型の講義を行うよう工夫を凝らしている。



令和4年10月5日兵庫県立大学寄付講座での講義（講師：局長）